

令和元年 10 月 1 日

お客さま各位

さがみ信用金庫

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
および改正民法施行を踏まえた預金規定改定のお知らせ**

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では預金規定等を改定させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は令和 2 年 1 月から適用させていただき、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

そのため、お客さまには当金庫からの各種確認や資料の提出をお願いすることがございます。また、そのご回答がいただけない場合には、お取引を制限させていただく場合もございます。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 改定する規定

- (1) 普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金規定
- (2) 当座勘定規定（一般用）
- (3) 当座勘定規定（専用約束手形口）
- (4) 通知預金規定
- (5) 定期預金規定集（自由金利型定期預金（M 型）規定、自由金利型定期預金規定）
- (6) 定期預金規定集（期日指定定期預金規定、変動金利定期預金規定）
- (7) 積立定期預金規定
- (8) 定期積金規定
- (9) 貸金庫規定
- (10) カード式貸金庫規定

2. 改定部分のお客さまへの適用日

令和 2 年 1 月 6 日（月）以降

3. 新しい規定の交付方法

当金庫では、これまで規定冊子をお渡ししておりましたが、今後は順次当金庫ホームページに掲載していく預金規定等を、お客さまご自身によって確認していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、上記適用日までの期間は、従来どおり規定冊子を店頭でお渡しいたします。

4. 主な改定内容

- (1) 金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた記載を追加しました。

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

9. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫の指定する方法によって預金店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

10. (解約等)

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者についての確認事項または届出事項等が偽りであることが明らかになった場合

(2) 改正民法施行（令和2年4月）を踏まえた改定

①今後、規定等の内容を変更する場合の記載を追加しました。

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

13. (規定の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

②お客さまからのお届出に関する内容を追加しました。

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

4-2. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到達しなかったときまたは預金者が到達を妨げたときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

③定期預金および定期積金等の中途解約に関する原則的なお取扱い方法を記載いたしました。

なお、実際の定期預金等のお取扱い方法には変更はございませんので、ご安心ください。

*通知預金規定、定期預金規定集、積立定期預金規定、定期積金規定が対象

[定期預金共通規定]

4. (預金の解約、書替継続)

(1) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。

[自由金利型定期預金 (M型) 規定]

2. (利息)

(3) 当金庫が預金者からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率… (略) …支払います。

④口座開設時の、お預入れ最低金額について記載いたしました。

* 普通預金・貯蓄預金・納税準備預金規定、当座勘定規定が対象

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

2. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは当金庫所定の金額以上とします。

⑥従来より通帳・証書等の再発行時には手数料をいただいておりますが、規定にも再発行手数料について記載いたしました。

* 「貸金庫規定」「カード式貸金庫規定」以外の規定が対象

[普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定の例]

4. (届出事項の変更・通帳の再発行等)

(5) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数をいただきます。

上記の条文追加は一例であり、各追加部分と同内容の条文を、各規定へ追加いたします。

5. 改定後の規定

改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいませう、お願い申し上げます。

以 上

TRiBank Sagami
さがみ信用金庫